

富士市公共施設マネジメント基本方針

平成 27 年 4 月



目 次

第1章 公共施設マネジメント基本方針策定の目的と背景	1
1.1. 目的と背景.....	1
1.2. 対象範囲.....	2
1.3. 方針の位置付け.....	3
1.4. 方針期間.....	4
第2章 富士市の公共施設を取り巻く現状と課題	5
2.1. 市の概況.....	5
2.2. 公共施設等の現状.....	10
2.2.1. 一般公共建築物.....	10
2.2.2. その他公共建築物.....	17
2.2.3. 土木系インフラ.....	20
2.2.4. その他公共施設・土地.....	24
2.2.5. 公営企業が保有する公共施設.....	25
2.3. 将来費用の推計.....	29
2.3.1. 一般公共建築物.....	29
2.3.2. その他公共建築物.....	30
2.3.3. 土木系インフラ.....	32
2.3.4. 公営企業が保有する公共施設.....	35
2.3.5. 公共施設の総費用.....	38
2.4. 課題のまとめ.....	40
第3章 公共施設マネジメント基本方針	46
3.1. 基本方針.....	46
3.1.1. 一般公共建築物.....	46
3.1.2. その他公共建築物.....	63
3.1.3. 土木系インフラ.....	65
3.1.4. その他公共施設・土地.....	67
3.1.5. 公営企業が保有する公共施設.....	68
3.2. 目標の設定.....	69
第4章 一般公共建築物に係る公共施設マネジメントの推進	75
4.1. 公共施設マネジメントの進行管理.....	75
4.2. 推進体制.....	76
4.3. 市民との情報共有.....	77
資料1 世論調査の結果	78
資料2 用語集	93

1.1. 目的と背景

本市が保有している多くの公共建築物、土木系インフラ等の公共施設は、昭和41年の2市1町による合併を契機として、人口の増加や行政需要に対応するため、建設、整備されてきました。

これらの公共施設は、今まで経済成長の原動力として社会福祉の向上などに寄与してきましたが、その多くが老朽化の進行により更新の時期を迎えようとしており、その更新にかかる費用は莫大な額になると見込まれます。これに対し、市の財政は、景気の低迷や少子高齢化による税収の減少等により非常に厳しい状況にあります。また、国の財政状況も厳しさを増しており、今後地方への財政支援が縮小していく可能性も考えられます。そのため、公共施設更新の財源確保は、より一層困難になることが懸念されます。

しかしながら、全国的には、中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故など、施設の老朽化に起因する重大な事故も発生しており、公共施設の更新は、避けては通れない重要な課題といえます。

そのため、将来に過度の負担をかけることのないよう、公共施設の長寿命化や計画的な予防保全、総量削減などの手法により財政負担の軽減・平準化を図り、適切に維持・管理することで安全と安心の確保を進めていきます。

一方で、これまで公共施設は、市民のニーズに応えるために整備されてきたことから、単に公共施設を減らせばよいというものではありません。将来に向けた公共施設の必要性を十分に検証し、公共建築物については複合化や多機能化により施設機能の充実を図ることで効果的なサービスを持続的に提供しながら、計画的に施設の総量を削減するなど、これからの人口減少社会に応じた公共施設のあり方を模索していくことが重要です。

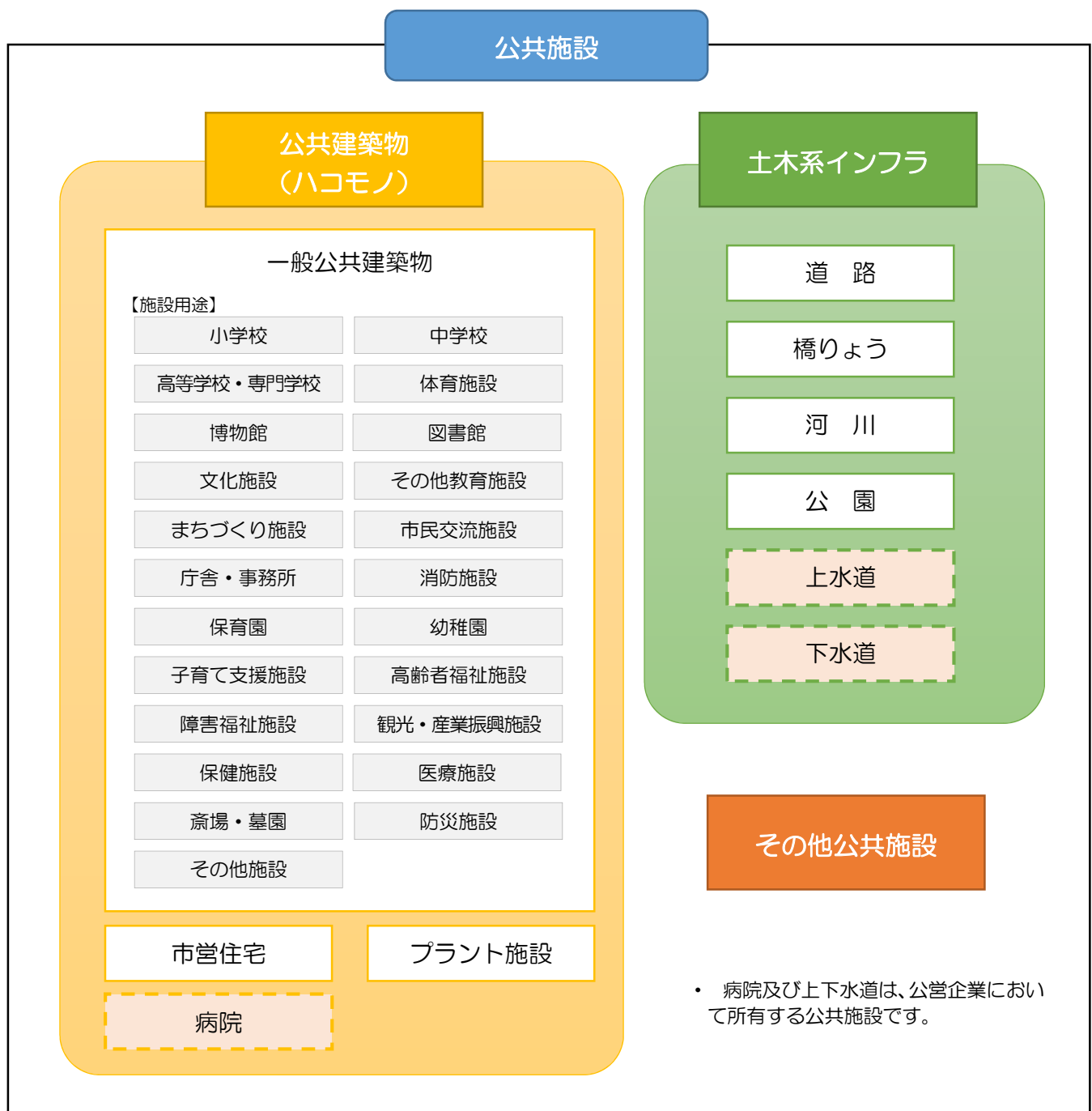
以上を踏まえ、本基本方針は、中長期的な視点で効果的かつ効率的に公共施設の整備、管理運営を行っていくための基本的な考え方を示すものとして策定します。

1.2. 対象範囲

本基本方針の対象とする公共施設は、「公共建築物（ハコモノ）」と「土木系インフラ」、「その他公共施設」の3つに区分するものとします。

「公共建築物（ハコモノ）」については、別途計画を有する市営住宅、プラント施設及び公営企業である病院（以下「市営住宅等」という。）とそれ以外の建築物を区別して検討を行うこととし、市営住宅等以外の建築物を本基本方針では「一般公共建築物」と呼称します。

また、土地は公共施設ではありませんが、資産として適切に管理を行うため、対象に加えるものとします。



1.3. 方針の位置付け

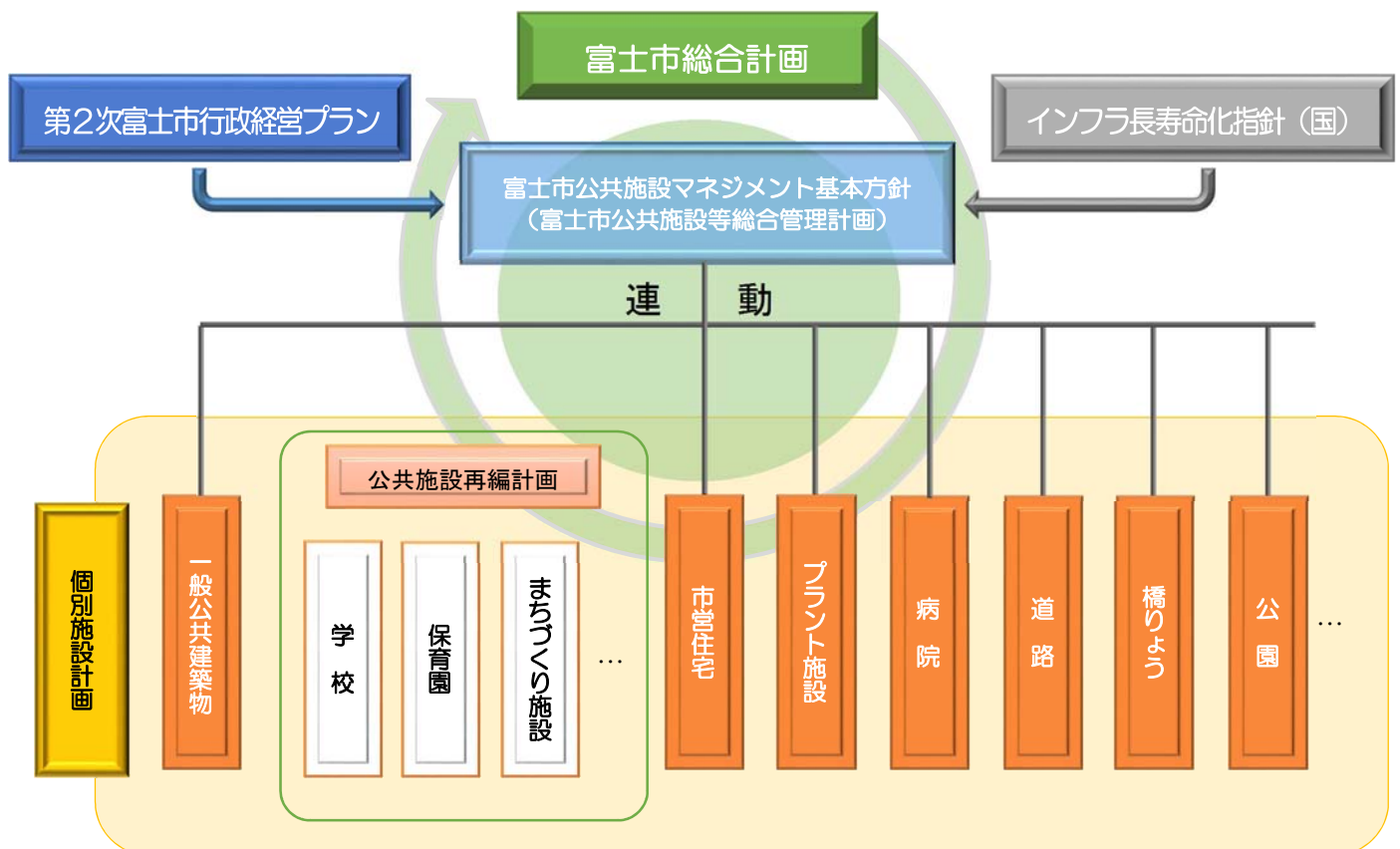
本市では、平成 22 年 4 月に策定した「第 2 次富士市行政経営プラン」の中で、「将来世代に過度の負担を残さない財政運営の実現」を図るため、「公共施設マネジメントの推進」を打ち出し、平成 26 年 3 月には、公共建築物の現状を把握する白書としての位置付けを持つ「富士市公共建築物保全計画」を策定するなど取組を進めてきました。

一方で、国は、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」という認識のもと、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。地方においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、行動計画及び個別施設計画の策定が要請されています。

本基本方針は、本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な指針として位置付けるとともに、地方における行動計画である「公共施設等総合管理計画」に相当するものとしても位置付けます。

今後、公共施設マネジメントを推進していく上で実効性を確保していくため、原則として施設ごとに個別施設計画を策定します。特に一般公共建築物については、分野を超えた取組が必要となることから、横断的な調整を図るため、公共施設再編計画を策定し、必要に応じて施設用途ごとに個別計画を策定します。

なお、既に策定済みの施設計画にあっては、本基本方針の考え方を踏まえて見直しを行い、個別施設計画として位置付けていきます。



1.4. 方針期間

公共施設の寿命は数十年に及ぶことから、これらを計画的に管理していくためには、中長期的な視点が求められます。特に、一般公共建築物については大規模修繕や施設の更新時期を捉えて、施設の再編等を検討する必要があることから、本基本方針の適用期間は、平成 27 年度から平成 66 年度までの 40 年間とします。

また、第五次富士市総合計画後期実施計画と連動させ、これまでの積み残し分（必要な修繕等）を含む大規模修繕等の発生が見込まれる当初の 6 年間（平成 27 年度から平成 32 年度）を第 1 期、次期富士市総合計画の策定に合わせ計画的に施設の再編を進める次の 10 年間（平成 33 年度から平成 42 年度）を第 2 期、その後の 24 年間（平成 43 年度から平成 66 年度）を第 3 期とします。

このうち、第 1 期及び第 2 期を公共施設等総合管理計画として位置付けます。

なお、本基本方針は、施設の再編等の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて、適用期間内であっても適時見直しを行っていきます。